

第15回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 議事概要

1. 日時：令和3年9月7日（火）13:00～15:00

2. 場所：※オンライン会議

3. 出席者：

（委員）大林ミカ、高橋洋、原英史、川本明

（政府）河野大臣、井上審議官

（事務局）村瀬室長、山田参事官

（ヒアリング）

<地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に向けた規制・制度の在り方について>

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 茂木部長

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 能村課長

大臣官房審議官（産業保安担当） 苗村審議官

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課 田上課長

環境省 地域脱炭素推進総括官グループ 上田総括官

地球環境局地球温暖化対策課 小笠原課長

大臣官房 環境計画課 松田課長

大臣官房 環境影響評価課 西村課長

農林水産省 林野庁 森林整備部 小坂部長

森林整備部 治山課 佐伯課長

全国再エネ問題連絡会 山口共同代表

4. 議題：

（開会）

地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に向けた規制・制度の在り方について

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 ただいまから第15回再エネ規制総点検タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ御参加いただき、誠にありがとうございます。

本タスクフォースは、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、オンライン会議としております。

また、本タスクフォースは、内閣府規制改革推進室のユーチューブチャンネルにおきまして、オンライン中継を実施いたしております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は、河野大臣にも御出席いただいております。

それでは、河野大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○河野大臣 お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、地域と共生した再生可能エネルギーの導入の拡大に向けた規制あるいは制度の在り方ということで、御議論をいただきます。

2030年度の新たな温室効果ガス削減目標あるいは2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入、拡大は必要不可欠である一方、この再エネの急速な導入、拡大に伴う土砂崩れ、あるいは景観の悪化、その他様々な地域でのトラブルが顕在化しております。

今後太陽光や風力といった再エネの導入量を拡大していくためにも、やはり地域と共生できないような案件を減らしていかなければなりません。再エネが地域と共生し、地域社会でお金が回り、持続可能なものになる、そういう再エネを目指すための規制・制度の在り方というのをしっかり検討していかなければなりません。

ぜひそういうことに向かって、どうすれば問題が解決できるのか、そういう観点に立って建設的な御議論をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日、御発言される方はマイクをオンにして、御発言されるとき以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラをオンをお願いいたします。ハウリングを避けるため、イヤホンの使用に御協力ください。

議題に入ります前に、最初に、事務的な調整により個別分野の進捗がありました件について、事務局から簡単に御紹介させていただきます。

資料の1を御覧ください。

こちらは、道路運送車両法の規制に関するものでございます。

風力発電設備が大型化してまいりますと、どうしても部材が大きくなったり、重くなったりということがございます。現在の道路運送車両法では、保安基準第55条に基づいて、基準の緩和認定というのを受ける必要がありますが、これを輸送の都度、この基準緩和の認定を受けているということで、これが何とかならないのかという御要望が産業界からございました。

今回、国土交通省に御検討いただきまして、令和3年9月1日に車両総重量等を自動車の最大値として認定することができるということを、各地方運輸局に通知をいただきました。その都度、基準緩和の認定は要らないと、車両の性能によって決まるということを出していただきましたので、私のほうから御報告させていただきます。

それでは、次に本日の議題であります「地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に向けた規制・制度の在り方について」、全国再エネ問題連絡会、山口代表から、まず、15分以内で地域の実情等についてお話しいただければと思います。

山口さん、よろしくをお願いいたします。

○全国再エネ問題連絡会（山口共同代表） 皆様、こんにちは。

私は、全国再エネ問題連絡会、共同代表をさせていただきます、山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、タスクフォースの会議に国民の1人として参加させていただきましたことをお礼申し上げます。

早速ですが、本日のテーマであります、地域と共生した持続可能な再エネの導入について、私自身、その政策が必要であることは十分理解しております。決して再エネ否定論者ではないことを冒頭に誤解を避けるためにお伝えさせていただきます。

しかし、再エネの現状は、残念ながら政府の期待とは裏腹に、全国各地でメガソーラーや風力発電の建設に反対する声が沸き起こっていることは御承知のとおりです。

私たちが立ち上げた連絡会にわずか2か月で、全国から30を超える団体等から参加の申し込みをいただいております。恐らく全国で問題を抱え苦しんでいる声なき声まで含めれば、膨大な数になると思います。

それでは何が原因なのか、全国の事例を説明させていただきながら、その原因を明らかにし、今後どうすれば地域住民の理解と協力が得られ、地域と共生した持続可能な再エネの導入が円滑に進むのかについてお伝えしたいと思います。

それでは、パワーポイントで御説明させていただきます。

ここに、まず、再エネ政策の陰で国民は被害に怯えています。ちょっとショッキングな記載になっておりますが御了承ください。

まず、事業者の実態、事例について御紹介させていただきたいと思います。

これは、皆様方のお手元には、事前に資料があると思いますので、時間の関係上、はしょっていくところがありますが、御了承ください。

それでは事業者の実態として、まず、山梨県甲斐市の事例について御説明させていただきます。

これは、開発をしているのは、東京の赤坂に本社を置くブルーキャピタルという会社、それと中部電力の子会社であるトーエネック、これがFITのIDを保有しております。このような関係の中で事業が進んでいるということです。

これは、山梨県の韮崎インターのほぼ近くに、このようなメガソーラーが幾つか複数の事業者によって開発が進んでおります。

このような山全体が複数の事業者によって事業がどんどん進んでいる、そして山の尾根の部分から両サイドに、このような形でメガソーラーが広がっている、このような状況です。

これはドローンで撮った映像ですけれども、山全体の状況を御覧いただければと思います。

このように、山全体がメガソーラーで覆われているという状況です。

ここには、地元の県会議員はじめ市会議員、また、マスコミの方たちと、ここを先月視

察に行ってみりました。また、住民の方々の御案内のもとに、直に住民の声もいただいております。

こういう約十数メガのメガソーラーになります。ここは函南町に計画している規模の約3分の1程度になります。

このような状況です。この右下に調整池が写っておりますが、これは全く機能しておりません。後で御説明いたします。

こういう状況です。現地で法面崩壊が複数箇所は発生しておりますが、応急的な工事はしておりますが、本格的な再発防止になる工事はなされていないようです。

これは現地、住民の方の案内のもとに確認しております。

これもドローンの画像なのですが、ちょっと時間の関係ではしょっていきます。これは調整池、これはブロックを積んだだけの調整池になります。おまけに基礎部分が崩落を起こしています。

このティーロードというブロックですが、メーカーに確認しますと、これは道路の擁壁に使うものであって、調整池には絶対使いませんという回答を複数業者から確認しております。

このようなずさんな状況の中で、トーエネックは、そのブルー社からこの事業を、引き渡しを受けて、そして、売電を始めた。その後に県から指摘されて、この事業を今ストップし、この調整池の復旧工事をしていると、まだ、現時点においては、復旧工事はなされていないと思います。9月7日から始めるとは聞いておりますが、その事実については確認しておりません。

このように、至るところで崩壊が発生しております。この残土についても、工事関係者の話では1万立米、谷に向かってこのような形で放置されている。このような話も聞いています。

この写真を御覧いただきますと分かりますように、調整池には雨水が調整池に入る物理的な構造となっております。ですから、このように水は、この調整池の周りを下って、下流の田畑に向かっていくというような形状となっております。

このブロックで積み上げて調整池も全く強度がないというのは、先ほどの説明のとおり、おまけにこの調整池に水が入る物理的な位置関係にもない。こんなひどい状態です。

この中部電力とB社との関係というのは売買契約です。売買契約には、なぜ、請負契約ではないのか、それは行政指導逃れではないのかと私たちは見ております。この売買契約というのが、1つのポイントになろうかと思えます。

経産省は、あくまでFITのIDを持っているところにしか指導できませんから、その辺のことも十分把握しています。県は、建設許可を与えたB社にしかできませんので、中部電力は売買契約に基づいて、ただ買い取っただけの立場ですので指導できない、こんな形です。

ですから、法的手続とすれば、このような手順を得るのですけれども、今回は全く県の許可条件に反して、工事を進めて何ら防災設備を未了なままトーエネックに、その施設を

引き渡した、そんな事案です。

先日、山梨県知事が、トーエネックの担当責任者に指導しておりますが、これは県に確認すると、法的根拠がありませんということです。もちろんそうです。林地開発許可を取ったのはブルーキャピタルですから、この辺の事実関係、今、なぜ私たちに説明している内容と県に説明している内容が矛盾するのか、その点、トーエネックに確認すると、山口さんに説明した内容が正しいと言っておりました。そうであるなら、知事にうそを言ったのですかというところで、今、その回答待ちです。このような状態です。

山梨県知事は、県に事業者が提出した、この排水設備の施工方法が申請と異なるということで去年の秋、これは、担当者から10月と聞いております。しかし、1年経って、ようやく復旧工事をするに至っているようです。まだその事実関係は確認が取れておりません。そんなところで、ちょっと時間がないので飛ばしていきます。

これは、住民説明会で絶対に除草剤などは使いませんと言っていましたが、これを使っております。これは別業者です。ブルーキャピタルとかトーエネックとは違う会社のやっている事業地です。

このように、住民というのは、これは除草剤をまいていなければ、この周りにあるメガソーラーは、このように草が生えております。除草剤をまけばすぐ分かりますので、こんな形ですね、ちょっと時間がないので飛ばしていきます。

これは大分県杵築市、ここでも同じ会社が開発を進めております。

これについても、実は山梨県もそうでしたが、この大分県の事業についても、いずれもこの会社の関係者から私たちのほうに内部通報があつて、私たちが把握することになりました。そしてその通報の内容は、大分県に関しては、この土地は俺の土地だから産廃へ埋めてしまえということで埋めさせられた。

結果、地元の方が、写真を撮って県に通報して、そのことがばれた。そして、工事の中止、指示を受けて、事業が止まっている、こんな事実も確認しております。

この山の途中にダムを造っていたのですが、普通の雨で満水になって崩れ落ちました。そして、こういう道路とか河川を埋めて、下流域の田畑に泥が流れ込んで、地域では大変な問題になっております。そういう内部通報がありました。それを大分県に確認すると、事実そのとおりということで、このような中止指示書も私たちは情報公開の中で手に入れております。

これは、函南町のメガソーラーを反対する理由について御説明させていただきます。

まず初めに、静岡県のホームページで御覧いただけますが、ハザードマップ、この伊豆半島全域というのは、火山灰でできている島ですので、海底火山が隆起した山ですから、とても水に弱いのです。ですからこのブルーに映っているところ、これは全て土石流危険溪流等ということで、土石流の危険があるという場所になります。

先ほど御説明いたしました函南町の事業エリアから東に約4km、この山の背中合わせ、ここに熱海市の伊豆山、御存じのとおり、ここで土石流が発生したのです。ここと地形、

地質、全て酷似しております。そのようなところであります。

これは砂防指定とか、そういう関係のハザードマップの情報です。

富士山が見える、このような風光明媚なところに、巨大なメガソーラーは張って、土日などは、観光客がたくさん来るのですけれども、こういう状態であれば、もう来ていただけなくなるのかなと、それより深刻なのは、山の上に2万4000トンのダム形式の調整池を作ろうとしている。その直下に砂防指定地がある。そしてその下には、丹那小学校、幼稚園、集落があります。ここに2万4000トンの調整池が崩れ落ちたとき、どうなるかというのは、言わずもがなのところですよ。

平地から見たらこういう形になるのです。

丹那沢、国土地理院の活断層地図でも、その調整池2万4000トンの直下には活断層が走っていることが確認できております。

これは地質学者の塩坂先生にも、複数回現地調査をしていただいた結果、やはり直下には間違いなく活断層があって、こういうところに巨大な建造物というのは論外だと。

これは県の砂防課の台帳から砂防指定を確認いたしました。この上の建設予定地は、砂防指定はされておきませんが、これは指定する必要があるという内部資料が県から出ております。

要は、現に砂防指定している場所と、これから指定しようとしている場所、それが今の計画地になります。

これは台風19号、このメガソーラー建設現場周辺では、このようにたくさん事故が起っております。これは全国の事例です。今、全国では、このように起っております。

ちょっと時間の関係で、お手持ち資料で、また後ほど御覧ください。

私のほうから、ちょっと時間的にあれなので、次に3点、皆様にちょっと説明させていただきたいことがあります。

まず、事業者の実態、先ほど説明したことに加えて、それと法改正の必要性、それと被害者救済の制度を整備していただきたい。この3つをタスクフォースで伝えたい思いで参加させていただいております。

事業者の実態については、住民対策として、まず、事業者は、田舎というのは、御存じのとおり高齢化が進んで、後継ぎもおりません、おらない方が多いのです。田畑や山を持っていること自体が負担に感じている方も多くおられます。

事業者は、地主さえ土地を手放すことに同意してもらえれば、ほかの住民は地主に気遣いをして、反対の声を出しづらくなる。そのようなことを熟知しております。地域の住民には計画が相当進んだ段階になって、初めて説明会を開催し、事業はもう止めることはできない段階にあると私たちに思い込ませる、そして住民に諦め感を抱かせる手口で、住民説明会を利用しているというのが実態です。

あと、ちょっと1分しかありませんのでスピードを上げます。

行政対策について、事業者は縦割り行政の限界をよく熟知しております。功名な話術や

事実と異なる虚偽の文書を使い、極めて狡猾に担当者をだまして、この証拠というのは、例えば、奈良県平群のメガソーラー建設、これについては、奈良県知事はだまされたことを認めております。公表しております。静岡県も同じです。この様に、極めて悪質な手口で進めております。

また、反対住民に対しては、スラップ訴訟を仕掛けたり、誹謗中傷とか脅迫などを行っております。現に私自身、事業者から脅迫されております。そのような事例というのは、私は全国再エネ問題連絡会を通じて様々な情報を得ております。どうか国民の命と安全を守るために、皆様方、この規制改革、極めて大事ですので、国民を守ることを第一義に御検討いただければと思います。

どうも時間を少しオーバーして、申し訳ありませんでした。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省、農林水産省、環境省、それぞれ5分程度で、現在の取組について合計15分以内で御説明をお願いいたします。

○経済産業省（茂木部長） 経済産業省の省エネ・新エネ部長の茂木と申します。

全国再エネ問題連絡会の山口代表、ありがとうございます。現場における実態や貴重な生の声をいただいたと承知しています。

例示でありました函南や平郡、それから宇久島のケースも、この資料の中に入っておりますが、いずれも今、地方経産局で地元の自治体とも相談しながら対応しているところですし、山梨の事例、それから大分県の杵築の事例、これについても、局から、今、県に状況確認をしており、今後、自治体と連携しながら対応していきます。地域の実態にしっかりと寄り添って、今後、対応を進めてまいりたいと考えています。

その上で資料について説明をさせていただきます。

地域との共生というのは、再エネを持続的に発展させていくためには不可欠な要素だと、これは私どもも全く同じ考えで進めてまいりました。

これまでどういう取組を進めてきたかということですが、まず2016年に法改正をしまして、今、御説明のあった様々な関係法令、それから条例を含む様々な規定がございますが、こういった関係法令をしっかりと遵守していなければ、認定の取消しができると、こうした規定を整備することで事業者に対して事業規律を高めていくように強く促しているところでもあります。

また、ガイドラインの中でも住民とのコミュニケーション、これをしっかりと努力義務化をしています。

加えて、自治体への情報提供をしっかりとやっていくということで、条例などの事例を共有するための情報連絡会を、全国の自治体と連携して開催していますし、さらに、将来的な廃棄費用についても、地域の御不安があったということで、廃棄費用の外部積立を義務化して、来年度から実際の積み立てをやっていきます。

更には、分割案件や飛び地案件というのがございまして、こういったものもFIT制度の趣

旨を逸脱した案件になります。こういったものの運用見直しも進めてきたところです。

その上で、今いろいろ御指摘ありました部分がございますので、そういったものも踏まえて、さらなる対策についても踏み込んでいきたいと思っています。

まず一つは、条例のデータベースの構築というのを今進めています。各自治体でいろいろな条例の策定をしており、非常にいい事例もございますので、こうした条例を全国ベースで共有するというので、データベースを我々の方で作らして、この8月から、自治体の中で、こうした情報が共有できるようにしています。

もともと認定情報を自治体の皆さんに御覧いただくためのデータベースがございまして、これと、この条例データベースを接続することで、どういう案件があるかということと、それぞれの自治体にどういう条例を定めているのか、こういったものが共有できるようにしました。

もう一つは、先ほど認定があつて、案件が仕上がった頃から突然説明会が始まるというお話がありました。これは、確かにごもっともでありまして、我々としてももっと早期にきちんと自治体あるいは地元へ情報提供をすべきだろうと考えまして、この8月から、認定申請があつた段階で、この情報を関連の自治体に提供する仕組みを整備いたしました。当然、これは認定申請段階でございますので、その段階では企業の競争上の情報です。

したがって、なかなか一般に公開できないのですが、関係する自治体には早めにごこういう申請がありましたよということをお知らせすることで、自治体側が早期にアクションできるように、こうした情報提供も始めたところです。

参考スライドは、参考情報なので飛ばします。

その上で、自治体の連携強化ということで、連絡会というのも今後密にやってみます。これまで2018年に立ち上げてから4回、昨年は、なかなかコロナの中で開催できませんでしたが、地域ごとにはオンラインでいろいろな情報交換を行ってまいりました。今年も、この10月に第5回の連絡会を開催します。

その中では、今申し上げた自治体の条例のデータベースの活用方法ですとか、それから申請情報の提供についても御説明して、自治体との連携を深めていきたいと考えています。

適正な実施の確保、これは、事業が始まる、あるいは始まる前、あるいは始まった後の事業規律をしっかり確保するということではありますが、例えば、案件がしっかりと標識、柵扉等がなくて、安全が担保されていないのではないか。この執行が十分に行われていないのではないか、こういった指摘もございました。

これまでの対応、課題の中の④というのがありますが、ここにごございますとおり指導件数というのは我々もかなり増やしてきています。

これは、地方経産局のFIT担当、専任の職員が全国で大体90人弱いるのですけれども、それだけだとなかなか件数が上がってこないのです、外部委託も活用しまして、2020年度には指導件数を大幅に増やしました。

757件指導して111件改善ということですが、残り646件も改善待ちであります。これもよく進捗状況をウォッチして、改善状況を引き上げていきたいと思っておりますし、今年度まだ63件ですが、しっかりこうした形でエンフォースメントの強化もやってまいります。

もう一つ、やはり土砂災害の危険等にどう対処していくのかということがあります。認定情報については一覧できるのですが、なかなか見づらいということもあり、私どもとして、下の対応のところにあります。①、②、認定情報のマップ化と、立地場所の特定というのをやっていくということを進めているところであります。

認定情報のマップ化というのは、今、認定情報は全部リスト化して公表しているのですが、これだけですと、その認定案件が、どの地域にどのように分布しているのか分かりにくいということで、稼働済み案件の位置も含めてマップの上に落とし、自治体のほうでもぱっと見て、どこにあるのか分かるようにします。これによって、自治体の方も、どの案件がどうかというのが可視化できるということで、こういう取組を進めます。

もう一つ、マップ化のポイントは、先ほどもありましたが、土砂災害警戒区域等との関係で、こういった区域の全体データと重ね合わせてマップ化するというので、そういう地域のどこに、今、太陽光が立地していて、どういう状況なのかというのを、これも自治体としっかり情報を共有して、場合によっては自治体のほうで、それぞれの案件を見ていただいて、問題があれば、我々のほうで立入検査をすとか、あるいは、こういった情報が出てくれば、これを基に全国に土砂災害警戒区域等に立地している事業者に対して、報告徴収をかけるとか、こういった取組で、状況確認をしながら一つずつ問題解決をしていきたいと考えています。

続いて、保安のほうから説明をお願いします。

○経済産業省（苗村審議官） 産業保安担当の大臣官房審議官をしております、苗村と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。

私のほうから太陽電池発電設備等の事故事例の公表について御説明をさせていただきます。

事故情報につきましては、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）において、事故の原因等の整理、分析を行った後で概要を経産省のホームページで公開するとともに、国の機関や業界団体を通じて周知を行っているところでございます。

スライドの下のほうに、公表事例を載せてあります。ウェブページ等で確認ができるような形にしております。

ただし、まだ改善の余地があると御指摘があることも承知をしております。私どもといたしましては、類似事故の再発防止等の観点から、より詳細な事故情報を提供できるように、さらなる情報公開の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次お願いいたします。

このページで御説明させていただくのは、太陽電池発電設備に関する保安規制についてでございます。

電気事業法では、太陽電池発電等の出力に応じた保安規制を行ってきているところがございます。この図にございますように、今年の4月からは、50kW未満の一般電気工作物につきましても、報告徴収等の対象に追加をしているところがございます。

上のほうの枠に戻っていただきまして、近年の太陽電池発電所等の設置件数や事故件数の増加を踏まえ、特に小出力の太陽電池発電設備の所有者の保安管理の実態の調査を開始したところがございます。ただいま、小出力の太陽電池発電設備の所有者1万か所や自治体や消防本部300か所程度に調査票送って、まず、実態把握を進めているところであります。

こうしたものを踏まえ、今後の電気保安規制の在り方について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山田参事官 続いて、農林水産省林野庁からお願いします。

○農林水産省（小坂部長） 林野庁の森林整備部長の小坂でございます。

全国再エネ問題連絡会の山口共同代表におかれましては、地域の本当に困っている状況を発表いただきまして、ありがとうございます。

引き続き、我々都道府県、関係省庁も連携して、やはり地域の人が安心して過ごせるよう努力していきたいと思っています。

それでは、資料に基づいて林野庁の取組について説明させていただきます。

1枚目でございます。

森林法に基づく規制ということで、森林法に基づき、保安林制度、林地開発許可制度等により、森林の保全と適正な利用を図っているところがございます。

具体的には、公益的機能の発揮が特に要請される森林、こういう森林を保安林に指定し、開発行為を厳しく抑制します。保安林におきましては、太陽光発電施設は原則設置できない状況になっております。

一方、こうした規制に伴う損失補償、税制の優遇措置を措置しているところがございます。保安林は、森林のおおむね半分近く指定されております。

保安林以外の民有林の開発行為についても、1ヘクタールを超える場合は、林地開発許可制度により規制し、さらに1ヘクタール以下については、市町村に伐採届を出すと、こんな仕組みになっているところがございます。

次のページで、林地開発制度の概要でございます。

開発行為によって森林の機能が失われることによる災害の防止等を図るため、一定規模以上の開発を行うと影響が大きいわけがございますから、保安林以外の民有林で1ヘクタールを超える土地の形質変更について、右にありますように、災害防止等、4つの要件を満たす場合、都道府県知事が市町村長の意見を聞いた上で許可することとなっています。

例えば水害の防止のところでは御説明しますと、森林は水を蓄える機能を持っています。開発で森林がなくなると、その機能がなくなり、水が出やすくなる。この出やすくなる水の量を貯めるために、洪水調整池をきっちり設置することを要件とします。先ほどの事例

では、これが機能していないというお話がありましたので、県とも確認をして対応していきたいと思っています。

さらに左下に監督処分と書いております。無許可開発や違反行為に対して、監督処分により中止命令や復旧命令を、発して措置するような仕組みになっているところでございます。

次のページが、近年の太陽光発電施設の設置を目的とした開発の状況です。

左のグラフにありますように、オレンジ色の部分、FITの制度の創設以降、太陽光発電施設の設置を目的とした開発が増加しています。さらに、地域住民で反対運動が起こるなど、問題が出ているところがございます。

次のページでございます。

こうした状況の中、林野庁におきましては、全国知事会等からの要請も踏まえ、令和元年6月に有識者の検討会を設置し、太陽光発電に係る林地開発の特殊性を踏まえた、許可基準を設定するための検討を行い、検討結果、新しい許可基準を令和元年12月に通知し、現在この基準に基づく運用が進められているところでございます。

具体的には、太陽光発電施設は、地形に沿って設置いたします。ですから自然斜面といえども、傾斜が30度以上の場合は、きっちり防災工事を措置すること。

さらには、水をはじく、雨水が地中に浸透しにくいわけですから、流出係数を0.9から1にすること。

さらには、パネルの下、草も生えないわけですから、柵工、筋工、伏工等によって、植生の導入を図ること。

さらには、景観の観点から、残置森林を周辺に万遍なく配置する。

さらには、住民説明会を取り組むことを配慮する。そういったことを決めまして、それに基づく運用を進めていただいているところでございます。

森林法に基づく林地開発許可制度は、開発によって森林が有する機能が失われる、その影響を回避するものであります。

ですから、森林が現に有する機能にかかわらない、設置物そのものを規制することはできないわけですから、ぜひ、発電施設の設置側におきましても、災害地域に影響及ぼさないような措置をとっていただけるということですから、そういったものと連携した対応を進めていきたいと思っています。

次のページが、違反行為への対応でございます。

先ほど申しましたように、無許可であるとか、申請と異なる内容の開発については、行政指導を行い、それでも是正が図られない場合、さらには悪質な場合は、中止命令、復旧命令を出すこととなつていまして、左に数字を並べておりますけれども、近年、行政指導、監督処分、括弧の部分が太陽光でございます。そういった措置がとられ、適正な開発になるようなことを都道府県に行っていただいております。

事例にありますように、無許可の場合、許可の内容と異なって無断で変更した場合、そ

ういった場合、こういう制度によって是正を図っているところでございます。

次のページでございます。

今後の対応ということで、我々としても、太陽光発電施設の設置、これに伴って、森林が果たしている機能が失われても、きっちり対応できるよう、ここに書いていますように、新しい基準を令和元年12月からスタートしますので、まずこれの運用実態を把握し、基準が適切に適用されるよう、県とも連携して、助言・指導を進めていきたいと思っています。

さらに、違反行為に対する適切な対応。山口代表からも話があったのですが、監督処分が、やはり都道府県によって対応が異なる面があるというような御指摘もいただいています。こういったことから、行政指導、監督処分、全国的な取組情報を林野庁で把握し、都道府県で共有すること。

さらには、監督処分の事例を分析して、そういったものを共有して、都道府県において、こういう対応が取りやすいように、執行体制を支援していきたいと思っています。

1ヘクタール以下の小規模の林地開発につきましても、ここに書いていますように、転用事案について、衛星写真も活用して、土砂流出等の発生状況について実態把握を進め、どのような手を取るべきか検討していきたいと考えているところでございます。

こうした取組に加えまして、先ほども触れましたけれども、やはり太陽光発電施設の設置側における対応、そういうものと連携して、森林側の対応、施設側の対応ともに連携した対応を強化していく必要があると考えているところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、環境省から御説明をお願いします。

○環境省（上田統括官） 地域脱炭素推進総括官の上田です。環境省の資料の説明をさせていただきます。

今日のテーマは地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に向けた制度ということで、それに関しまして、大きく2つの点を御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

こちらは、まず、その施策の前提となる政府の目標の引き上げということで、皆さん御承知と思いますが、2050年にゼロ、そして、2030年に46%という削減目標を掲げ、それに対する施策を地域の視点からくみ上げようという、前提となる数字でございます。

次を御覧ください。

こうした国での取組の後押しとなったのが、地域、地方自治体のゼロカーボンシティといいますが、2050年排出ゼロの表明というものが、大きな流れをつくった1つの要因だと考えています。

現時点で、444の自治体、表明自治体の人口を合わせると1億人以上の自治体が、このゼロカーボンシティということに賛同しておられるところでございます。

こうした動きを踏まえまして、1つは、地球温暖化対策推進法、次のページを御覧ください。

さい。法律の改正を先の通常国会に上程し、可決いただいたところでございます。

本日のテーマに関係するのは、その法律の改正の3つ事項がありますが、真ん中のところ、地方創生につながる再エネ導入を促進というところでございます。地域が求める方針に適合する再エネ活用事業、これを市町村が認定する制度を導入しようというものでございます。

この背景となりますのが、次のページを御覧いただけますでしょうか。

頭のところに四角で書いてありますけれども、ゼロカーボンシティ、多くの自治体に手を挙げていただいておりますけれども、その地域の資源である再エネ、これを活用して、それによって地域経済の活性化とか、災害に強い地域づくりの地域に裨益する再エネ事業、このようなことを作るということが大切だという認識。

もう一つ、本日も話題になっておりますけれども、再エネ事業に関する様々な地域トラブル、こういったものも見られ、その原因の1つとして、地域におけるコミュニケーション、合意形成というものをしっかりと織り込んでいくことが必要と考え、今回、改正法、そして、成立となったところでございます。

次のスライドをお願いします。

今回の法律の改正の中身でございますけれども、実際に地域、特に市町村が地域の再エネ事業において、なかなか関与していなくて、地域のコミュニケーションが取りにくいところを、市町村に再エネ事業促進の大きな役割を果たしていただくというところが、1つの目的となっております。

そのための仕組みとして、1、2、3とございますけれども、1の四角のところは、まず、都道府県のほうで、また、地方公共団体実行計画というものを現在作っていただきますが、それを拡充するということです。

柱は2つありまして、1つは、これまでいろいろ施策を書きいただきましたが、施策を実施する目標を書きいただくということと、特に都道府県はどのような地域で再エネを進めていくのかといったものについての基準を計画の中で書きいただくというのが(2)であります。柱となっております。

それを踏まえでございますが、2番のところ、市町村の計画制度、都道府県と市町村それぞれに計画を作っていただくようにしておりますが、中核市、特例市以上の自治体においては、施策に関する目標、これも都道府県と合わせて、整合性を取って作っていただきますが、それに加えて(3)がありますけれども、こうした項目を定めている自治体においては、地域の脱炭素促進事業というものの考え方を作って、その事業に関する事項として、具体的に想定しているのは再エネをはじめとする脱炭素事業でございますが、それらをどのような地域で促進していくのか、促進区域、そして、その場合、どういった保全、環境に対する配慮をしていくべきなのか、保全に関する事項、また、それが地域にどのように裨益していただいたらいいのかと、そうしたものを市町村のほうで計画づくりの中で、こうしたものを明らかにしていただくということを考えております。

こうして明らかになった枠組みを作った上で、3でございますけれども、地域で脱炭素促進事業を行おうとする事業者は、計画を策定して、先ほどの市町村の計画に適合することについて市町村の認定を受けることができるというような仕組みを設けることとしました。

これによって、事業者のメリットとしては、市町村が様々な関係許認可の手続をワンストップにするということでメリットが得られるということと、市町村を通じて行うことで地域とのコミュニケーション、対話ができ、先々に起こる事業リスクというのも低減できるというメリットがあるかと考えておりますし、また、市町村においても、こうした枠組みを作ることで、あらかじめ将来起こり得るトラブルというものを回避する道を入れることができるのかと考えております。

次のページを御覧ください。

こうしたフレームワークを絵にしたものが6ページでございます。

この赤の点線で書いてあるところが、先ほど説明した都道府県、そして市町村の計画事項、新規事項でございますが、その上に、政府による温対計画の策定の下ですけれども、省令・ガイドラインでのルール整備とありますが、これから、この法律の施行、来年4月を想定しておりますけれども、都道府県や市町村で、先ほどの計画策定、改定をしていただく上で、考え方を省令やガイドラインで示していくこととしておりまして、本日から、その検討を開始したところでございます。

以上が、1つ制度の改正でございます。

もう一つは、こうした再エネ等、地域脱炭素事業に取り組む市町村への支援制度でございます。

まず、これまでやったこととして、次のページをお願いします。

様々な科学的なデータ、制度的なデータを自治体に提供するデータベースということで、REPOSと言っておりますが、環境の状況、風力であれば、風向きとか、鳥獣保護であれば、鳥獣の制度の情報、それに加えて、その土地の安定性等の、例えば、ハザードマップ、特徴3とありますが、防災情報なども重ね合わせて、地域の合意形成の役に立てるように提供しているというのが1つございます。

また、次のページを御覧ください。

8ページでございますが、ゼロカーボンシティ、400以上の自治体が表明していただきましたので、それに対する支援として、事業を進めていく上で、フローとしては、真ん中の青いところがありますけれども、計画立案、合意形成、体制の支援、設備の導入とありますが、最初の段階から情報提供でありますとか、人的な支援、そうしたものも行っているところでございます。

これに加えて、先ほど最初のところでありましたけれども、2030年、46%という目標に向けて、さらに一段と加速して、地域の取組を進めないといけないということで、次のページを御覧ください。

昨年末から官邸において、地域脱炭素ロードマップを検討するための国・地方脱炭素実現会議で議論を重ねていただきまして、今年の6月にロードマップという形でまとめていただきました。

そのポイントとしては、下に書いてありますが、これから5年間、政策を総動員して、少なくとも2030年度までに100か所以上の脱炭素先行地域を作ろうということでございます。

そのために、基盤的施策として①、②、③とありますが、①番で人材・情報・資金の継続的・包括的支援スキームを作っていくということを打ち出していただいたところでございます。

これを踏まえてでございますが、最後の10ページを御覧ください。

環境省においては、令和4年度の概算要求の中で、脱炭素移行・再エネ推進交付金という形で200億円の予算要求を行ったところでございます。

これは、従来の補助金と比べまして、1つは交付金という形で、幾つかの複数の事業、脱炭素先行地域という面的な取組を支援するという形で、幾つかの複数の事業を組み合わせることもあるでしょう、そうしたときに、全体として計画を支援する形で柔軟に予算が使えるようにしたいということで、今回、交付金という形で要求して、これから財務当局と調整をしていきたいと思っておりますし、また、その支援の内容としては、再エネ等の設備だけではなく、それに関連する基盤インフラ、設備、また、それにつながっていく省CO2の設備、こういったものを一括して、面として脱炭素が実現できるように、市町村に対して支援していくということを、これから関係省庁と財務当局と調整をしていきたいと考えております。

冒頭の説明は、以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、続きまして、高橋委員から委員ペーパーについて、10分以内で御説明をお願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。都留文科大学の高橋でございます。

タスクフォースの4名の委員を代表いたしまして、資料の4「地域と共生する再生可能エネルギー導入に関する提言」に基づいて提言をさせていただければと思っております。

先ほどから、山口さんからも御説明をいただきました、御発表いただきました。私どももこの問題は非常に重要であると、深刻であると思っております。

冒頭大臣からも御発言がございましたけれども、再生可能エネルギーをこれから何倍にも増やしていかないといけないというときに、地域と共生できないような案件がどんどん増えていくと、これは全く本末転倒なことでもあります。

NIMBYという言葉がありますけれども、再生可能エネルギーが、そういうNIMBYのようなものになってしまうと、このままでは、カーボンニュートラルが実現できない恐れもあるとも考えておりますので、今日この問題を取り上げることについては、私ど

もも非常に問題意識を持っております。

先ほどからございました、景観の問題もございますでしょうし、また、近年であれば土砂災害への危惧というものが非常に懸念されている。もちろん、これには、まさに気候変動問題が背景にあるのではないかとされていますので、何とか持続可能な形で、再生可能エネルギーを入れていくと、地域の方々に許容いただける、受容いただける形で、そういうルールを作っていくことが非常に大切だと考えております。

問題の背景、私どもも分析をさせていただきました。3つぐらいあると考えております。

まず第1に、やはり再エネというのは小規模分散型であります。それが再エネの特徴であり、強みでもあるわけですけれども、必然的に案件数が増えていくということです。9年ほどFITが導入されてから経って、もちろんものすごい成果が出ているわけですけれども、何といたっても非住宅用の太陽光、10kW以上の新規入案件だけで65万件、下の脚注にありますけれども、しかもその内50kW以下が62万件ということですから、62万件あるとなりますと、それはやはりある程度身近な存在、家の隣とか、家から見るとかなりあります。

だからこそ、この問題に丁寧な対応をしていかなければいけないことを肝に銘じる必要があると思っております。数が多いからしょうがないのではなくて、いかにこれに適切に対応していくのかということだと思っております。

2つ目が、やはりこの問題は、土地の利用、土地の開発という再エネに限らない日本の法制度と非常に重要な関係があることを感じております。

私どもドイツの法制度などについても、多少勉強をいたしましたけれども、やはり日本の場合どうしても所有権を持っている所有者が、土地の開発が一定程度できるということ的前提として、その上に、農地法とか森林法とか、縦割りの法令があって規制を行うと。

私ども荒廃農地の件など、農地法の規制緩和という方向で提案をさせていただきましたけれども、一部の法令は、再エネの設置を想定していなかったがゆえに、非合理に厳し過ぎる面もあったのかと。そういうところは、これまで緩和をするという提案をしてきたわけですけれども、他方で、以前からリゾート開発、ゴルフ場を開発するとか、そういう場合には、森林法とかがそれを規制してきたわけですけれども、やはりこれだけ短期間に太陽光発電所が建設されることは、あまり想定をしなかったと思われまます。そういう場合には、場合によっては緩過ぎるのではないかというような事態も生じていると、そういう再エネに限らない土地利用制度の問題が2つ目としてはあるのだろうと。

3点目で、これはFIT法です。先ほど茂木部長からも御説明がございましたけれども、やはり、特に当初のFIT法には、運用手続が精緻ではなかったということが正直あったのではないかと。FIT法によって、太陽光がたくさん入った、その弊害として設備認定の手続において、立地問題、ほぼ配慮されていなかったということです。未稼働案件、分割案件という問題も生じました。

これら3つの問題が背景にある中で、特に太陽光はリードタイムが短いですから、大量に投資が集中したと。それに対する執行体制がなかなか十分ではなかったのだろうと考えて

いる次第です。

他方、先ほどから御説明がございましたとおり、もちろん国も様々な対策をやってこられました。FIT法の改正、関係法令の遵守の義務づけ、これが認定の条件になりました。

あと環境省さん、環境影響評価、太陽光が去年の4月から対象となっておりますし、林野庁さんも、先ほど御説明がございましたけれども、太陽光発電を森林等に配置する場合の運用細則、かなり細かな細則を定められて、2年前に通知をされたということです。

それから、やはり自治体の現場のほうで、この問題に対する問題意識が非常に高まっておりますので、様々な再エネ条例が出来ているというわけです。もちろん、優良案件もたくさんございます中で、やはりそういうものをいかに増やして、問題のある案件を減らしていくかを考える必要があるということでございます。

2番目、では、どうしたらいいのかが今日の議題になるわけですがけれども、対策の方向性として4点に整理してみました。

1つ目が、やはりまだまだ情報が不十分ということです。私どもも、今回、様々調べさせていただいて、省庁さんにもお話を聞きました。省庁さんも頑張って情報を集めておられるのですが、まだまだ不十分、やはり客観的、科学的なデータに基づいて議論をすると、規制を強化する場合にも、客観的なデータにしっかりと基づく必要があると考えております。この点、まずは大前提として頑張る必要があるのではないかと。

2つ目には、やはりそのデータをうまく使って、ちゃんと根拠を持って規制すべきところは規制するということだと思っています。これは開発なのか保護なのか、どうしてもこれは価値観が対立するところがございますので、客観的、合理的なルールを適切に定めて、それを着実に守らせると、執行することが非常に重要な方向性だと思っています。

3つ目が、とはいえ、もう既に幾つかの法令があるわけでありまして、やはり今回、なかなか取り締まり、執行が十分できていないところが大きいのではないかと考えております。数年で急にわいてきた問題に対して、適切な執行、法令違反の取り締まりを強化することも、非常に重要だと思っています。

もう少し構造的、長期的に考えますと、やはりこれは国と自治体の役割分担に行き着くのではないかという問題意識も持っております。そこも改めて考え直す必要があるということで、以下、より詳細な提言を5つ、ここに整理をさせていただきました。

1つ目が、先ほどの方向性と同じですがけれども、情報収集の強化と情報公開の徹底、これをもっと迅速にやってデータベース化する必要があると思っています。既存のFIT法、FIT制度においても計画の認定の話が公開されていると、あるいは先ほど茂木部長から紹介がありましたけれども、今年の8月からは、申請段階で自治体に対して情報提供が始まっているという話もございます。

一方で、先月始まったところだということもありますので、これがどのようにうまく使われているのかと言われたら、まだ分からないところがあると。あるいは条例を持っていない自治体においては、果たして、この情報をどう使えるのかとか、あるいはこれは自治

体の中で閉じた情報として、住民には提供できないことになっておりますので、ここはもう少し、事前に、いかに問題を起させないのかについて、経産省の地方経産局さんの支援も得て考えるべきではないかということ、これが必要な措置の1点目であります。

もう一つ、やはり住民としてはなるべく早い段階でこれを知りたいと、計画を知りたいと、建設が始まっているのに、どこに電話したらいいのか分からないという声も、私どもヒアリングでたくさん伺いました。建設が始まる段階、数か月前とか、そういう段階には家を建てる時にも標識が立ちますので、太陽光発電所の建設現場において標識が立つ。必要であれば、どこへ連絡できるのかとか、そういうことが分かるようにすると。運転開始の前、建設の段階で分かるようにすることも大事なのではないかと思います。

3つ目が、これは事故が発生した後の話で、これは電安課さんのほうも採用されているという話でしたけれども、なかなかまだ詳細なところまでは情報が公開されていないようですので、より適切な十分な事故に関する情報、不適切な建設事案や事故に関する情報がしっかりとデータベース化されて公開されるようにしていただきたい。この辺はFIT法とか、電気事業法とかに関係する話だと思いますけれども、情報としてまとめて整理をしたところでは。

2点が森林法の適切な執行ということです。

先ほど御説明があったとおり、森林法の執行は都道府県、場合によっては市町村が行ってきたというわけですが、やはりお話を伺っていると、なかなかマンパワーの関係で十分に執行できていないのではないかとと思われる事例がたくさんあると考えております。

もちろん、なかなかマンパワーを増やせないということもあるのかもしれませんが、まず提言としては、科学的データ、ノウハウの提供をさらに強化していくと。

その際には、3Dの地図データとかドローンなどの最新技術をもっともっと使ってはどうかと考えております。あるいは林野庁、自治体と地方経産局の連携も非常に重要だと思いますので、後述ですけれども、再エネ専門官の方に、一緒になってもらって、林野行政を理解した上で、こういう取り締まりを行ってもらうことも考えていただければと思っております。

それから、1ヘクタール以上の案件につきましては、先ほどの山口さんの御紹介を見ていて、まだまだ問題案件というのは、実際よりも多いのではないかと考えております。2年前の運用細則の状況確認も必要ですけれども、それを踏まえて、本当に現行の許可基準、これで十分なのかは再検討をいただけたらどうかとも考えております。

それから、1ヘクタール以下については、これまではあまり重視されていなかったといえますか、太陽光発電は、案件が非常に多いのでどうしたらいいのかと、市町村レベルで、なかなか執行に対応するのは難しいとも考えられますので、この在り方については、別途検討をいただく必要があると考えております。

基本は、自治体の自治事務と聞いておりますけれども、林野庁さんも、支援を含めてやる中で、どのような状況なのかを定期的に調査して、情報公開をしていただければと思

ております。

3点目が、FIT法の施行の話です。

エネ庁さんも執行体制を強化するのだとおっしゃっていらっしゃいました。90名と、さっきおっしゃったような気がしましたがけれども、経産局でやっていらっしゃるということです。

名前は何でもいいのですけれども、例えば再生可能エネルギー専門官というような形で、より専門知識を持った方を配置して、優良案件をどんどん増やしていく、事業化を支援する、と同時に、不適切な事案の取り締まりを強化していくということをする専門的な方を外部の人材も含めて、より具体的に強化をしていくといったようなことをやられてはどうかと考えております。

それから電気保安についても、最近太陽光絡みの事案が非常に増えてきております。今後さらに事故報告対象を増やしたことで、事案も増加すると考えられますので、さらに電気保安体制の在り方を検討していただければと思っております。

今、自治体さんがいろいろな規制条例を作っていると思います。それ自体はいいことだとは思いますが、作っていない自治体もたくさんありますし、様々な条例とかができておりますので、やはり経産省さんと環境省さんと、しっかりと調査をされて、最低限の共通事項とか、仕組みを精査した法令あるいはガイドラインを提示すると、そういうひな形のようなものを提示されたらどうかと思っております。

最後、環境省さんの温対法に基づく事業計画の話、自治体さんがやるというのはまさに大賛成なのですが、これはやはり様々な協力支援が必要だと思っております。

それで、ポジティブゾーニングということになっておりますので、それが適正な形で行われるように、支援をしていただければと思っております。

超過いたしまして失礼しました。

私からは、以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

以上を踏まえて質疑応答に入りたいと思います。

山口さんから補足説明を5分やらせてくださいという話がありましたけれども、ちょっと今から論点ごとに議論するので、その中で御発言をいただければと思います。

委員ペーパー4ページから、5つの論点が載っておりますので、その論点に沿って御発言をお願いします。発言者は、こちらから指名させていただきますので、手を挙げる機能で挙手をお願いします。質問と回答は簡単をお願いします。

それでは、まず、情報収集の強化と情報公開の徹底について、御発言、御質問はございますでしょうか。委員の先生、山口さんでも結構ですが、川本さんから手が挙がっています、まず、川本さん、お願いします。

○川本構成員 ありがとうございます。

山口さんの御説明、それから、3省からの御説明、大変ありがとうございます。

私から、今の情報収集の強化と情報公開の徹底という意見書の部分について、経産省にお伺いしたいと思います。

私どもの意見と、茂木部長が御説明された全体の方向である、地域共生型の再エネ事業に向けて、地方通産局も含めて推進されるという点は一致していると思うのですが、より具体的な提言についてです。今は実施されていないということなのですが、太陽光発電施設を建設開始する前に、現場に標識を立てて工事の概要や工事事業者名などを地域の住民の方が確認できるようにする。突然、何か建ち始めるということが問題で、少しでも理解が得られるようにするには、そのような措置を取ったほうがいいのではないかと意見を申し上げてるのですが、その点については、いかがお考えでしょうか。

○山田参事官 経済産業省。

○経済産業省（茂木部長） ありがとうございます。

事業の流れからいきますと、申請の段階できちんと情報提供をさせていただくということは最初に御説明したとおりであります。これによって自治体の方々も、ここで申請が上がってきたのかということを確認するということになります。

その後、地域との各種説明を通じて案件が形成されてきますが、今、御指摘があったのが建設開始前の標識ということになります。

この点についても、現行のガイドラインで、標識は、土地の開発、造成の工事開始後速やかに掲示するということが定められています。

したがって、発電所が稼働するときに立てればいいのではなくて、工事が始まるときに、標識をきちんと立てて、これはどういう工事で、どうやるかということはガイドラインできちんと定めているところであります。

ただ、このエンフォースメントがどこまで徹底されているかという点があり、例えば年間で言えば、認定申請件数だけで6万件とか7万件あるわけでありまして、エンフォースメントをしっかりとやっていく。

また、現在、ガイドラインで規定していますが、場合によっては省令等に格上げして、規制を強化して、かつ、地域との情報共有もしっかりしながら、この実態を把握して、一つ一つ押さえていくというのが必要かと思えます。

○川本構成員 ありがとうございます。

○山田参事官 よろしいですか。

山口さんから、どうぞ。

○全国再エネ問題連絡会（山口共同代表） 今、御説明いただきまして、これは実態とちょっと違うんですね。

まず、FIT法のガイドラインでは、計画の初期段階から事業者は、住民に知らせる、要は住民説明を求めていますね。それが、現実には全くなされていないということが、全国からそういう情報が上がってきております。

地方自治体は、全てが性善説で見えていただくと困るんです。やはりその一部政治家、首

長とか、やはりそういうものと事業者が、要は内通しているというか、住民を置きざりでやっている自治体も現実にありますので。ですから、この事業計画というのは、FITのガイドラインに書かれているとおり、計画の初期段階から住民に説明してほしいのです。最初からボタンの掛け違いが起こるんです。

また、多分、汚職の背景にもなっていくのだろうと私は思います。ですから、その義務づけを法的にしっかり、また、罰則もつけて確実にやらせるという方向で、改正を、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○山田参事官 経済産業省、何かありますか。

○経済産業省（茂木部長） 事業者がきちんと地元への説明をやっていくということは、我々もガイドラインの中で努力義務としてしっかりと明記していますし、また、条例を含む関係法令遵守がきちんと行われていないのであれば、認定の取消しが行われるということも繰り返し申し上げます。

今、山口さんが御指摘になったような御意見もあることも、私どもも承知しています。

ただ、一方で、再エネが設置される場所、これは太陽光だけではなくて、ほかの発電設備もそうなのですが、様々なケースがありまして、住民とトラブルが起こるケースもあれば、問題なく設置されるケースもあるということでもありますので、こうした事態を、まず丁寧にきちんと把握しながら、必要な措置を進めていくということかと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

ほかにございますか、最初の1番に関して、大林さん。

○大林構成員 全国再エネ問題連絡会の山口さん、各省庁の方々、御説明ありがとうございました。自然エネルギー財団の大林でございます。

日本で太陽光発電が、今、70ギガワットに迫るほど増えてきた、FITの成果というのは、非常に大きなものがあったと思うのですけれども、短期間でこれだけ分散型の太陽光発電が地域に入っていくということに、非常に大きなプレッシャーを地域に与えてしまったのかなと思います。

例えば、ドイツなどでは、90年代から太陽光発電の拡大が進んでおりますけれども、もう30年経っていますが、徐々に地域に受け入れられていく形で太陽光発電が入ったので、日本と同じような50ギガワット程度入っていますが、地域の中では、受容されていく時間が合ったのだと思います。ドイツのような環境に非常に関心のあるような国でも、これだけの量が入っているということは、時間をかけて制度的手当ができたのかだろうと思います。

日本で今、問題とされているのは、ガイドラインで、努力義務でやられているだけでは、なかなか難しい、また、工事開始時に知らされても対応できないということだと思います。

ある日、いきなり隣に、いきなりブルドーザーが入ってきて、森林を倒しているときに気がつくというのでは、私も反対運動に参加するだろうと個人的に思います。事前に周知

できるような仕組みというのがあるべきだと思います。

地元の自治体が事業者と結託しているとは思わないのですけれども、地域の住民が、それをなかなか知ることができない。競争情報に当たる部分もあるのですが、自治体も、地域住民に知らせていくことができるような制度を、担保する必要があると思います。

後のほうのタスクフォースの提言にも関わりますので、ここでは、その点だけ述べさせていただきます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、ちょっとほかの論点もありますので、一旦、このところは、また、必要に応じて戻るということで、次の2番目の論点の森林法の適切な執行について、移らせていただきます。

原さん、川本さんから手が挙がっております。まず、原さんから、お願いします。

○原構成員 ありがとうございます。

高橋委員のペーパーの説明について、若干私なりに説明を先にいたします。

問題の根源は、規制のねじれなのだと思います。荒廃農地のように、もっと導入できるはずのところでは過剰な規制を行っている。

一方で、災害防止などの観点で、ここは、本当は規制しないといけなところでは十分な執行がなされていない。科学的に合理的なルール設定ができていないということなのだと思います。

結果として、不適切な開発事例が生じてしまう。再エネなど、ろくなものではないという不安や反発が高まる。地域によっては太陽光を全面禁止といったような極端な対応が、今後、増えていきかねない。これは、地域にとって大変不幸なことで、不健全な状態だと思います。過剰な規制は合理化する一方で、強化すべきところは強化をしていく。これが課題なのだと思います。

各論の森林法ですが、先ほど林野庁さんから御説明をいただきましたが、すみませんが全く不十分だと思いました。前回森林法について議論した際にも、科学的に合理的なルール設定が必要だという議論を前回もいたしました。残念ながら前進がなかったように思います。

例えば、今日私たちのペーパーでも申し上げている林地開発、これは、1ヘクタールを超えると、林地開発許可で、1ヘクタールを超えない場合には届出という仕組みになっていますが、これは、私の認識では昭和49年ですか、相当以前に設定をされたと思います。その後、気候の変化、災害の激甚化なども生じてきています。

その中で、最新データに基づいて、現行ルールが合理的なのかという説明をしていただきたいのですが、今日の御説明は、1ヘクタールを超えたら許可なのですというだけだったわけですね。

したがって、林野庁さんをお願いをしたいのは、まず、最新のデータをしっかり集めていただきたい。これは衛星写真もあるでしょうし、ドローンとかセンサーとか、最新の科

学技術を幾らでも使えるわけです。

その上で、現行のルールで災害防止などが十分できますということであれば、地域の皆さん方も十分に納得感、信頼感を持てるような説明をする、あるいは直すべきところがあるのなら直すと、これを期限、工程を定めて、ぜひ進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山田参事官 それでは、まず、林野庁にお答えをいただいた後、川本さんに行きます。

○農林水産省（小坂部長） 林野庁でございます。原委員から御意見をいただきました。

説明がなかなか言葉足らずだったのかもしれませんが、林野庁のほうの仕組みとしては、やはり守らなければいけないものは保安林に指定し、その部分は強い規制を行い、その代わりに、損失補償等をしながらやっている。

それ以外のところは、説明がありましたように、やはり財産権に過度な規制にかからない範囲で、どういうことができるのかということで、1ヘクタールというところで線を引いております。

1ヘクタール以下について、やはり規制を強化するという声も受け、最近データをそろえて、昭和49年当時の1ヘクタール未満の災害の発生の割合、近年の1ヘクタール以下の災害の発生の割合、データを比べると、近年のほうが少なくなっているというデータもあります。

さらには、それだけではなかなか十分把握できないだろうということで、衛星の画像も使って、より詳細な1ヘクタール以下の災害の発生の情報も調査しているところでございます。

そういうことを進めながら、どうやるべきだということを考えていきたいですし、先ほど申しましたように、太陽光発電施設の特性を踏まえた許可基準というのは、かなり議論して、かなりデータも集めて措置したつもりでございます。それを、今、全国で進めているわけですから、きっちりとその効果を把握していくということもやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○山田参事官 すみません、関連で原さん、続けてありましたら。

○原構成員 もし、データに基づく整理をなされているというのであれば、これは地域の皆さん方が納得感、信頼感を持てるような説明をきちんとしてほしいのです。それが欠落しているのだと思います。

保安林にすべきところは保安林にしているのだというお話もありました。これも前回森林法の議論をしたときにもお話をしましたけれども、多くの人から見て、保安林というのは、別に土砂崩れの防止とか、本当にそういった観点でなされているというよりは、むしろ税制上の扱いとか、そういった別の観点でなされているのではないかと思われてしまっているわけです。こういった森林法の運用全体について、より信頼感を高めるような説明なり、あるいは直すべきところがあればルールを直すということ、ぜひ、お願いしたい

と思います。

以上です。

○山田参事官 それでは、すみません、川本さんと山口さんから手が挙がっていますので、川本さん、山口さんの順番でお願いします。

○川本構成員 川本です。

今の原委員の話にも若干関係するのですが、私どもの意見の中で、現在の林地開発の規制の執行体制の強化を提言させていただいております。

林野庁の今日の御説明だと、行政指導等の県の取組状況について、国として、各県間の情報共有を図ることで執行を支援していくというお答えであったと思います。しかし、私はそのレベルだとまだまだ問題に対応し切れないのではと感じております。

執行体制強化に当たっては、やはり自治事務ということで、自治体が人員等の体制を作らなければいけないところ、なかなか国としてどこまでできるかという問題はあるかと思いますが、情報共有だけにとどまるというのではなかなか進まない。自治体の執行活動の情報公開の促進というのを、もっともっと林野庁の方でやっていただけないかと思っております。

今日の御説明の資料の中でも、執行状況についてデータを出していただいております。ただ、私ちょっと気になったのですが、令和元年度のデータというのが一番新しいデータでございました。これだけ問題がいろいろ出てきている中で、やはり昨年度のデータをまだ現時点で林野庁さんとして示せない。これはまだまだ林野庁さんとして、やるべきことがあるのではないかと感じます。是非こうした点につきプロアクティブに林野庁さんには取り組んでいただいて、対応が足りていない自治体については、情報公開も含めて、どんどん背中を押していくというぐらいの感じでやっていただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

○山田参事官 それでは、林野庁から。

○農林水産省（小坂部長） 林野庁でございます。川本委員から御意見をいただきました。

我々も共有を図るだけではなくて、やはりその結果を公表して、きっちり47都道府県あるわけですから、それぞれ、ほかの県の状況を見て対応できるようなことはしていきたいと思っております。

ただし、我々県と一緒にいろいろな問題に取り組んで、先ほど御説明したように、これだけ太陽光発電施設の許可件数が多い中、県は正直言って対応してくれていると思っております。そういうところは共有しながらやっていきたいですし、データは令和元年が最新だというのは、御指摘のとおり、なかなか事務が遅いのではないかというのは、そのとおりだと思いますので、そういったところも、スピードアップしてできるようなことは努めていきたいですし、実現するよう頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○川本構成員 ありがとうございます。

○山田参事官 それでは、続きまして山口さん、その後に高橋委員に行きます。

○全国再エネ問題連絡会（山口共同代表） このタスクフォースの会議資料、全部見させていただきまして、今、それぞれの皆様方の御意見をいただきまして、私の一言の感想は、今までの延長線の話ばかりで、このままでは、全国各地で反対運動の声が挙がっておりますがそれを沈静化させることは不可能です。全く改善になっていないです。

その1つは、今、林野庁の部長さんがお話しされたように、確かに財産権は憲法上保障されているのは承知しております。しかし、生存権のほうが優先すると私は思います。

この熱海の伊豆山の悲劇、いろいろな形で森林に大規模開発をした結果です。いずれ第2、第3の悲劇を生んでいくのではないかと。そういった思いが全国の反対運動されている方々の共通する認識だと思うのです。

そこで事業者の財産権を優先するようなものを言われると、この会議は多くの方が、皆さん御覧になっています。相当失望している方が多いと思います。だから、この会議というのは、やはり、国民が今反対している原因は何かをしっかりと把握して、それをいかに改善するかにかかっていると思うのです。そこが地域共生を図る一番のポイントだと思うのです。そこをぜひ、優秀な皆様方なので、今までの延長線でものを考えないでいただきたいと思います。

林野庁については、特にこの森林法に決定的な欠陥があります。10条の2、この林地開発、この許可要件、この4要件については、森林法に基づいて各県で審査基準を設けておりますが、県においても、それぞれ砂防法とか急傾斜地法とか地滑り法とか様々土砂災害を防止するための法律または情報を蓄えているわけです。しかし、県内部ではそのような危険情報を共有することもなく、この審査基準と連携されていないのです。そこが問題なのです。

ですから、行政は国民の命と暮らしを守るのが最大のテーマですから、縦割り行政ではなくて、もっと横の連携、国民の命を本気で守ってください。でなければ、熱海の伊豆山のことが繰り返されることになりますから。今回、ぜひとも10条の2、この欠点は、事業者はよく理解しています。この条文は、義務規定ですから、知事は許可せざるを得ない訳ですね。ですからその部分が極めて重大なポイントであるのと、もう一つは取消し規定がない。これでは、行政指導だけで済ましてしまうということで、事業者はどんどん違法開発します。そして、県から指摘されたら、「すみません過失で、残地森林全部切ってしまいました、ごめんなさい。」それで終わるわけです。変更届出を出してくださいねということで、結局茶を濁してしまう。

ですから、こういう悪質事業者の本質というか、手口をよくよく理解した上で、性悪説で制度設計していかないと、国民はいつまでも被害に遭うということを御承知おきください。

最後に1つは、本件関係省庁には関係しませんが、犯罪被害者給付金制度とか、原子力損害賠償法、また、自動車損害賠償法、これはいずれも、被害者保護を観点に作った法律

です。そういう様々な被害が国民に及んだときに、セーフティネットを制度としてつくっているわけですね。それだったら、こういう熱海の伊豆山のような開発によって被害が出た場合、太陽光を森林に大規模開発して、甚大な被害が出た場合、それを受けとめるセーフティネットのある救済措置、法律を、ぜひとも皆様方、優秀な方々ですから、しっかり考えていただいて、国民が安全に安心して暮らせる日本にしてほしいのです。ぜひともお願いします。現行法のままでは、被害住民は泣き寝入りさせられることとなります。長くなって申しわけありません。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

森林法の指摘について、林野庁のほうからコメントはありますでしょうか。

○農林水産省（小坂部長） 林野庁でございます。

私の発言が誤解を招いたというか、財産権と生存権、当然我々も生存権が重要だと思って、地域の人たちの安全と生命を守る、特に林野庁は治山事業ということで、そういうことも取り組んでいる省庁でございます。

そういうことを旨にして、どういうことができるかということは考えていきたいと思えますし、措置していきたいと思えます。

その場合、今日僕もお話ししましたように、森林の許可の世界と発電施設を設置する、そちら側の、例えば技術基準適合、そういったものをやはり連携してやっていくということが必要ではないかと思っていますので、そういうことを、この会議をきっかけに、経産省さんとも連携して、どういうことができるかということは進めていきたいと思えます。

取消し規定の件については、我々内部で御議論させていただきました。法令の法律の専門家にも相談しました。でも、法律の効果として、取消し規定がなくても、きっちり中止命令、さらには復旧命令をかけられる仕組みになっていますので、取消しすることと同等の措置ができるわけだから、取消し規定を明示すること、それによってというようなことを、今、中で議論しているところです。いずれにしても、どういう手立てができるかということは、引き続き考えていきたいと思っています。

以上です。

○山田参事官 山口さん、手が挙がっていますね、一言だけ。

○全国再エネ問題連絡会（山口共同代表） やはり、取消し規定は必要です。この中止命令だけでは、事業者は言うことを聞かないというのが、全国の各地区で、そのような事例があるわけです。もっと真剣に、深刻に、この法律が実効性を担保できるように、その仕組みを考えてください。現状では、悪質事業者を増やすことがあっても、減らすことは不可能です。現状の延長線でものを考えるのは、ちょっとおやめになっていただきたい。

以上です。

○山田参事官 これは、すみません、後日、御検討いただければと思います。賠償の件についても、同じとさせていただきます。

それでは、高橋先生、次いで大林先生、お願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。

先ほどの原さんの議論の続きです。

私も基本的には、原さんと似たような立場に立っていて、やはりかなり古い規制で、太陽光がこれだけ近年急に設置されたわけだから、果たして基準が適切なのかどうかということについては、疑問を持っています。

それに対して、先ほど林野庁さんは、それかなり検討したのだと、検討して運用細則を導入されたというお話でした。

そうだとすると、2019年12月ですから2年近く経つということだと思います。その後、運用細則が実際どの程度機能しているのか、あるいは自治体が実際に運用するわけですから、運用している自治体の方々からどういう声が上がってきているのか、そういう現在のデータとか、検証の状況、それを踏まえて、今後、これで十分なのかどうかを検証されていくと思いますので、そのタイムスケジュールとか、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○山田参事官 林野庁さん、コメントありますか、これも後日検討にしますか。

○農林水産省（小坂部長） 後日としますけれども、今、46都道府県で、実は、1県、まだ施行していないところがあるのですけれども、施行しております。そのデータを集めて、御指摘のとおり、後日検討していきたいと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、すみません、まだ3つ論点が残っておりますので、必要に応じて戻らせていただいて、先に進みたいと思います。

ちょっと3番のFIT法の適切な施行と、4番の電気事業法、電気保安の適正な執行、これをちょっとまとめて議論をさせていただければと思います。コメントのある方、お願いいたします。

大林さん。

○大林構成員 ありがとうございます。

FIT法の適切な施行と電気事業法というよりも、資源エネルギー庁、林野庁、環境省、皆さまそれぞれの方の議論をお聞きして、地域が、自治体がというお話が結構出ているのですけれども、受けとめる自治体と地域の方は一つなので、結構大変かなと感じました。

先ほどちらっと山口さんがおっしゃったのですが、縦割りではなく、私どものほうから出させていただいた再エネ担当官というのがありますが、データを一元化するような試みが必要ではないかと思いました。

環境省のほうから、REPOS（リーポス）の御紹介がありました。これは以前、タスクフォースで取り上げています。REPOSをさらに開発していくのかどうかもあると思いますが、地域太陽光発電開発案件みたいな、一元化されたデータベースが必要ではないかと思います。それぞれ自治体が経産省にも対応する、林野庁にも対応する、環境省にも対応するという

形ではなく、一元化したものに申請すれば良いし、見る事が出来れば良い。将来的には、こういうものは、例えば、AIなどが、ちゃんと法律に適切に対応しているかどうか判断できるようになってくると思いますので、一元化されたデータベースの開発というのを考えていただきたいと思いました。

○山田参事官 すみません、今の御発言は、経産省のほうでもFITの認定情報のマップ化のお話などがありましたけれども、これと環境省のREPOSとか、あるいは林野庁のデータが一元的にということなので、すみません、再エネそのものを所管されている経産省のほうに、まずは御見解を伺いたいと思います。

○経済産業省（茂木部長） ありがとうございます。

情報を可視化して、いろいろな方にきちんと見ていただく仕組みは、私どもは必要だと思っています。

これまでも、認定情報は資源エネルギー庁のウェブページに行けば、リストで見られるわけですが、そのリストを見たからといって、どこに何があるのかと、すぐに認知はできないわけです。

したがって、今、大林さんから御指摘もありましたし、山口さんからもいろいろな情報提供が必要だという御指摘がありました。我々もそこはよく考えて、取組を進めたいと思います。

その1つが、もちろん稼働中の案件がどうかということもありますし、認定されている、まだ稼働していない案件がどうかということもありますし、さらには、先ほど申し上げたように、申請されてきた案件がどうかと、それぞれのフェーズがありまして、それが地図上で、どこにどういうに分布しているのか、どこにあるかというのを、いかに一覧化できるかというのは、我々の課題だと思っております、これはしっかり取り組んでいきます。

加えて、先ほど土砂災害地域のマップと組み合わせるという話を申し上げましたので、これは各省のいろいろなデータベースと組み合わせ、こういう認定情報、申請情報というのが、少なくとも行政府内では一元的に見られる。それから、関係市町村についてもそういうのが見られる仕組みというのは、私もぜひ必要だと思っております。

まず、土砂災害のところから我々の認定情報、申請情報を組み合わせてマッピングをしますが、それに加えて、それ以外の情報についても、どういうデータベースになって、どう組み合わせるか、いろいろなテクニカルな問題もあると思っておりますので、そこを進めていきたいと思っております。

○山田参事官 ありがとうございます。

大林さん、手が挙がっていますが。

○大林構成員 環境省の方からも御説明があるのだと思うのですが、防災の強度については様々レベルがあるかと思うのですが、地滑り防止地域とか防災関連マップについては、REPOSでは、重ね合わせて見る事ができるようになっています。新しいものを作るのか、あるいは、すでにあるものを一元的に発展させるのか。こういった機能が既にあつ

て、REPOSだと開示されている案件と、FIT認定の太陽光発電の位置というのを閲覧することが、もう既にできますので、事業社名とかそういったものは分からないのですけれども、そういう知見も使いながらやっていけばいいと思いました。

○山田参事官 環境省から手が挙がっておりますけれども、環境省からも御説明がありますか。

○環境省（小笠原課長） 環境省の地球温暖化対策課長の小笠原でございます。

御指摘のとおり、情報を可視化していくこと、そして、それを縦割りではなくて各省連携して取り組んでいくということ、大事だと思います。

環境省のほうでもREPOSという再エネに関する情報のデータベース、それからアセスメントに関するデータベース、EADASといったデータベースを持っておりますので、御指摘の点について、エネ庁さん等とも連携しながら、どんなことができるのか検討させていただきたいと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

手が挙がっておりますのが、高橋先生、それから川本さん、その順番で御発言をお願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。

先ほど、意見書の中でも再生可能エネルギー専門官を配置したらどうかと申し上げました。主としてエネ庁さんにお伺いすることになるわけですが、先ほども90名ぐらい配置していて、今後も強化していきますとおっしゃっていましたが、やはり、執行体制の強化というのは極めて重要であり、かつ緊急だと思っています。既存の法令が適切かどうかと併せて、先ほど性悪説という御指摘がありましたけれども、やはり執行がちゃんとなされていないところが住民の不安を非常に高めているということですので、問題認識は同じだということにはよく分かりました。

具体的にどういう日程で、どれぐらい強化をするのか、私どもは再生可能エネルギー、太陽光の問題は中心だと思ったので、エネ庁さんということで、地方経産局にという提案をしておりますけれども、先ほどから出ているとおり、縦割りでは全く意味がないので、当然林野庁さんとも、あるいは自治体とも協力できるような立場で、知識とかノウハウを持っている方を急速に増やす必要があると思っております。別に私どもの提案とちょっと違う形でも結構ですので、こういうふうに考えていますとか、こういう計画で増強を図る予定ですか、そういうアイデアがございましたら、ぜひ教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○経済産業省（茂木部長） ありがとうございます。

まず、先ほど申し上げた再エネの担当の職員というのは、全国で大体合計90人程度であります。

それから、FITの認定に係る担当が、今、90人ぐらいですが、これ以外にFITも含め

た電気設備の安全、特に再エネに関連する安全面での担当官、これは保安監督部というのがございますが、この保安監督部の方で再エネ担当をしている者が80人ぐらいいます。

したがって、両者を併せて、適切に執行していく、もちろん、それぞれの権限がありますので、現場に行き行って挙がってきた情報をどうやって両者でうまく共有するか、これは同じ経産省の組織ですから、情報共有をしっかりとやって、この160、170人の体制をまずしっかりと回します。

また、私も今、毎年定員要求もさせていただいておりますが、これは、なかなか直ぐには増えないのですけれども、少なからず、少しずつ増やそうとして努力をしています。

それに加えて、やはり、これだけだと一気に増えないので、先ほど申し上げたように、外部委託で、外部専門家というのを広く雇って、去年は指導件数というのを大幅に増やしました。

あとは、関係省庁との連携という意味で、地方経産局ベースでは、各省の現地の部局の方と、既にいろんな情報交換で連携しています。

したがって、この中での情報共有を行っていきながら進めていくということになるかと思えます。

○高橋構成員 ぜひ、縦割りを廃して、強化していただくように、よろしくお願いします。

○山田参事官 続いて、川本さん、お願いします。

○川本構成員 私のほうから2点ありまして、1つはまさに今のお話で、経産局の人員強化をしていくというのは、大結構なことだと思うのですけれども、もともと経産局は、各県にあるわけでありませぬので、あまり知られていない。自ら調査に行くというのもいいのですが、やはり苦情窓口を設定する。具体的には我々が提言している「再エネ専門官」になるのかどうかは分かりませんが、その窓口につき広く周知していく。こうしたことも必要ではないかと思えます。

もう一つは、電気保安の関係です。今年度から、これまで報告徴収の対象でなかった50kW未満の施設を規制強化されるということです。報告徴収の対象でもなかったというのは、法としてどういう規制がこれまでかかっていたのかとは思えます。いずれにせよ今回そこに報告徴収あるいは立入検査の権限を与えて、安全をより広い範囲で見ていくというのは、方向として結構だと思います。しかしそれだけ対象が広がれば、多分、潜在的な件数は物すごく多くなると思うのです。

新たな対象が件数ベースでどれぐらいなのか。検査ができる職員の方も、独法の方も動員すると書かれているのですけれども、大体何人ぐらいで対応しようとしているのか、いつまでにそれを増やそうとしているのか。そこら辺のアクションプランについて、より具体的に教えていただけるでしょうか。

○山田参事官 これは、今、お答えできますか。

○経済産業省（苗村審議官） お答えできる範囲でお答えさせていただきます。

今、お話の中でありましたように、50キロワット未満のところにつきましては、これま

で規制がかかっていなかったのを、今年の4月から報告徴収、事故報告の対象にしたという事で、事故報告につきましては、7月の時点で、約80件から90件ぐらいの報告が上がってきております。

50キロワット未満の太陽電池発電は、件数が多くなりますので、これまでと同じようなやり方では、うまくいかないところもあり、先ほど御説明で申し上げたとおり、小規模な発電設備を所有されている方について、今、実態調査を行っております。今後、調査結果を踏まえながら、経産省の審議会でも、保安体制の在り方を考えていきたいと思っております。

さらに、少し御質問の範囲から外れるかもしれませんが、検討しております小委員会の中間取りまとめでは、小さいものを設置されている方について、自分できちり保安ができれば、一番良いのです。しかしながら、限界がある方もいらっしゃるので、例えば、そういう保安をしっかりとした外部の方に担ってもらうような仕組みを含めて、事故など問題が発生しないような仕組みを今後検討していきたいと思っております。

○川本構成員 ありがとうございます。

そうしますと、それは、今年度内には、新しい仕組みなどが具体的にになっていく、それに伴う実施体制も来年度予算で措置していく、そのようなスケジュールをお考えでしょうか。

○経済産業省（田上課長） まだ中間取りまとめで、これから議論を、この秋に行ってまいりますけれども、できるだけ早く対応できるような形で進めていきたいと考えております。

○川本構成員 ぜひ、よろしくお願ひいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

すみません、残り十数分となっておりますので、最後の議題の地域における国と地方の役割等と温暖化対策についての議論に移りたいと思います。5番目の議論です。御指摘、コメントはございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋構成員 ありがとうございます。

温対法のポジティブゾーニングの件です。今、様々な問題が起きている中で、優良案件を増やしていくという観点から促進地域を作るという考え方、非常に大事だと思います。そこで協議会とかを通して、初めから共生を図っていくということだと思っています。

ただ、先ほどから、やはり自治体さんがそこまで対応し切れるのかというマンパワーの問題が非常に懸念されているところです。

ですので、環境省さんに対する質問となるわけですが、どのようにして実効性のあるポジティブゾーニングを実現するのかについて、もう少し具体的にお答えいただければと思います。

自治体も再エネの導入目標とかを掲げるという方向性に、今、なっているわけです。

から、やはりそういうものとの整合性を取る必要もあるでしょうし、そういう中でポジティブゾーニングを行うためのインセンティブも必要だと思っています。

ドイツなどでは、自治体に対して、土地の2%程度を再エネの利用にするようにという目標が出されているとも聞いておりますけれども、あまり自治体によって、ばらばらなポジティブゾーニング、ポジティブなのかネガティブなのか分からないようなゾーニングが行われても困りますので、その辺の基準といいますか、インセンティブといいますか、どのようにしてポジティブゾーニングの実効性を担保していくのか、具体的に御説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○山田参事官 環境省、お願いします。

○環境省 環境省でございます。

2つ御指摘いただきました。1つはポジティブゾーニングについての統一感、もう一つは、自治体のインセンティブということでございます。

前者のほうにつきましては、私のほうで説明したスライドの6番でもありますけれども、今日から検討を開始しました省令、ガイドライン、ここでしっかりとルールを整備して、それに基づいて、市町村で、また都道府県で、基準なり線引きなりをしていただくと、それに対する技術的助言というものをやっていくということかと思っております。

もう一つ、そのインセンティブでありますけれども、今回私のほうで説明した最後の資料に再エネ交付金というものを御説明させていただきましたが、これは主として選考100地域に重点的に支援しようと思っておりますが、それに加えて、国の平均的なものよりもさらに一歩進んで重点的に対策を取り組んでいる市町村でも、これを使っただけのように、その支援の幅を広げようと思っておりますが、こうした支援を進めていく、支援をする対象の自治体には、セットとして、この改正温対法の促進区域の設定についても、どういうひもづけの仕方をするか、これはまた、これから年末にかけて自治体の意見を聞きながらの調整過程ではありますが、これが両輪となって進むように、制度を作っていくたい、仕組みを作っていくたいと考えております。

以上です。

○山田参事官 それでは、続いて大林委員。

○大林構成員 せっかくこういった支援策ができたと御紹介いただいて、大変申し訳ないのですが、再生可能エネルギーの設置補助金というのは、コストの低減につながっていかないという問題点があるわけですね。フィードインタリフを入れたときの一番の議論、90年代の末から2000年の初めにその議論をずっとやってきたわけですが、ランニングコストを補助することによって設備そのものの効率を高めていく。発電しなければお金がもらえないということですので、ちょっとやはり、補助金政策に戻ったのかなという感じがございました。

ただ、時間がない中で、どうやって再エネに対して補助ができるかと、頭をひねっていただいたものだとは思いますが、ぜひカーボンプライシングとか、そういった

ものとの組み合わせが、むしろ本質的には必要なのかなというコメントだけさせていただきます。

○山田参事官 ありがとうございます。

これは、お答えは求めないということで、次に山口さんから手が挙がっております。お願いします。

○全国再エネ問題連絡会（山口共同代表） 環境省のほうにお尋ねします。

現在の環境アセス法とか、都道府県の環境アセス条例がありますが、これはいずれも罰則などが全くなくて、事業者からの話では、はっきり言って、これはセレモニーだということ豪語しているのです。ですから全く実効性が担保されていない。

それで、住民にとると、環境アセスで住民が声を上げると、もしかしたら事業がとまるのではないかと淡い期待を抱かしていただけのだけで、全く実効性がない。そこを事業者はよく分かっておりますので、やはり国民の生命、身体、財産を守るべき、中央官庁、また、行政、これは、やはり環境アセス法、これをもう一回見直していただいて、罰則なり、そういう強制性を持たせないと実効性は担保できない。ぜひ御検討いただきたいと思えます。

以上です。

○山田参事官 環境省、お答えはありますか。

○環境省（西村課長） 環境省環境影響評価課長の西村でございます。

環境アセスメントの御質問かと思えます。環境影響評価法でございますけれども、事業者の実施した環境アセスメントの結果を踏まえまして、個別事業の許認可等の審査に反映させる、それがアセスメント手続の実効性を各事業所管官庁において個別の事業の許認可の審査を実施するに当たり、環境配慮が適切に内在されているかというものを含めて事業官庁の許可が出るというものでございます。

御指摘のとおり、環境影響評価法そのものにおいては、罰則規定を定めていないものではございますけれども、再生可能エネルギーに関しては、電気事業法に係る部分において、アセスメントの実効性を確保する仕組みが措置されている。そういう制度でございます、今のところ、各個別法においての仕組み、措置をしっかりとお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○全国再エネ問題連絡会（山口共同代表） 今の説明に対して、ちょっと意見があります。

これは、環境アセスは実効性がないというのは、私たちはその事業者からも、法律をよく見るとそうなのです。ですからそれが証拠に、林野庁または都道府県、この林地開発許可は、幾ら環境アセスで、県知事がこの計画は、仮に不適切だと、これは中止してもらいたいと意見を述べたところで、これは何ら林地開発許可には反映されません。これは、環境省は御存じだと思います。

ですから、その辺、林地開発許可というのは、4要件でしか許可基準を見ていませんの

で、環境アセスの法律は見ておりません。そこはつきり言うておきます。

ぜひ罰則、実効性を担保させる方向に考えていかないと、私たちは環境省に対して不信感が募ります。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

環境省または林野庁から何かコメントはありますか。

○環境省（西村課長） 環境省でございます。

再生可能エネルギーに関しては、事業所管が電気事業法ということになっておりまして、電気事業法の所管の経済産業大臣に対して、環境配慮の意見というのを環境省としては提出しているということでございます。森林法に関わる林野庁のほうに意見を述べるというような体制にはなっておりません。

しかしながら、現場において環境アセスメント手続を実施するに当たっては、都道府県知事の意見等もいただきながら進めているものでございますので、その際に森林法に係る環境案件に関する御意見などもいただくということになっております。

以上です。

○全国再エネ問題連絡会（山口共同代表） それは、結局は、不許可にできないのですよ。これは私たちも、私たちなりにこの法律をしっかりと勉強はさせていただいております。ですから、そういう縦割り行政ではなくて、まず、地域住民や国民の声を聞いて、それが行政に本当に反映されるような許認可制度に変えていただきたい。

環境アセスの法律や、このFITの関係についても、やはりそこが改善されない限り、また、森林法が改善されない限り、私たちは、国民がいつまでも泣かされることになる。これを救うのが、国民の命と暮らしと財産を守るのが、皆様方の使命だと思いますので、そこを今一度原点に立ち返って、縦割り行政を脱して、しっかり関係法令の整合性をもって、このような悪質事業者を追放できるような法体系をお願いしたいと思います。

昔はサラ金地獄と言われましたけれども、今は、まさに再エネ地獄が私たちに襲ってきているところです。この再エネとサラ金は極めて酷似しています。それは、大企業とかファンドとか、大きな資金源があるところが、そういう悪質な事業者に資金が流れて、そして乱開発とか乱暴なお金を稼いで、その収益を得る、そしてその一部がサラ金のときもそうでしたが、この再エネについても不法収益、要は、暴力団とか反社勢力の資金源になっている訳です。この実態をしっかりと見極めた上で、法改正はどうあるべきか、ここをしっかりと御議論をお願いしたいと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

すみません、もう時間もあまりないので、各省からのお答えは結構ですけれども、今の山口さんのお話は、林地開発許可などでも、他法令の違反もきちんと考慮するような形をとってほしいということだと理解しましたので、また、林野庁のほうでも御検討を進めて

いただければと思います。

それでは、時間になりました。最後に大臣から一言コメントをお願いしたいと思います。

○河野大臣 どうもありがとうございました。

非常に取扱いの難しいテーマかもしれませんが、真剣に御議論をいただきました。山口代表、経産省、農水省、環境省の皆さん、委員の皆さん、ありがとうございました。

2050年カーボンニュートラルに向けて、再エネ最大限の導入。この必要性はみんな一致しているのだろうと思います。

ただ、その一方で、地域の住民の方々の生活が脅かされるようなことがあってはならないのだろうと思います。

今日、全国再エネ問題連絡会から御提起いただきました事例は、この再エネの導入が進む中で一部の病理的な事象だと思えますが、一部とはいえ、このようなことが起こらないように、今日の議論を踏まえて関係省庁において情報収集と対応の検討をしっかりと進めていただいて、その結果をタスクフォースに、後日、御報告いただきたいと思います。

また、法令違反を繰り返している一部の悪質な事業者に対しては、もうこれは徹底した取り締まりをお願いしたいと思います。

環境省におかれては、再エネ利用目標あるいは再エネ促進地域のゾーニング、これを自治体で設けるといことですが、地域と共生する再エネを前提にした上で、それぞれの自治体での目標あるいは促進地域の積み上げが、本当にカーボンニュートラルの達成に十分なものになるのか、そこはしっかりとPDCAを回していただきたいと思います。

NIMBYとよく言われますけれども、NIMBYの連鎖になってしまわないように、再エネの導入促進に向けてのPDCAのメカニズムが自治体にしっかりと埋め込まれていくように、温対法の施行もあるだろうと思えますし、今後いろいろあると思えますので、しっかり御準備をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

本日の議題は、以上といたします。

次回のタスクフォースの日程については、ユーチューブの動画概要欄に記載している規制改革推進室の公式ツイッターにおいて、今後の日程を随時告知いたします。

本日は、お疲れさまでした。ありがとうございました。